

＜小規模多機能型居宅介護＞ 運営推進会議を活用した評価

【手順】

- ① 全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、スタッフ個別評価を行う。「(別紙 2-1) スタッフ個別評価」
- ② 上記をもとに事業所全体でミーティングを行い「(別紙 2-2) 事業所自己評価」を行う。
- ③ 運営推進会議で事業所自己評価について説明し、意見をもらう。
※「(別紙 2-2) 事業所自己評価」と「(別紙 2-3) 外部評価地域かかわりシート①」を運営推進会議の参加者へ事前に配付することも可。
- ④ 運営推進会議で得た意見をもとに、「(別紙 2-3) 外部評価地域かかわりシート②(結果まとめ様式)」を完成させる。
- ⑤ 「(別紙 2-3) 外部評価地域かかわりシート②」をもとに、「(別紙 2-4) サービス評価総括表」を作成する。
- ⑥ 完成した「(別紙 2-2) 事業所自己評価」と「(別紙 2-4) サービス評価総括表」を公表し、区へ結果を提出する。

(参照) : 関連通知(厚生労働省通知)に掲載、「運営推進会議を活用した評価の実施等について」

(参考) 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会「しょうきぼねっと」ホームページ、「小規模多機能型居宅介護のサービス評価」

https://www.shoukibo.net/2015service_assessment/index.html

【様式】

(別紙 2-1) スタッフ個別評価

(別紙 2-2) 事業所自己評価 ※公表・要提出

(別紙 2-3) 地域からの評価

(別紙 2-4) サービス評価総括表 ※公表・要提出

【構成員】

外部評価を受ける運営推進会議(介護・医療連携推進会議)には、地域包括支援センター職員又は区職員、サービスについて知見を有する公正・中立な第三者の参加が**必須**です。

- ① 利用者又は利用者のご家族
- ② 地域住民の代表者
(町会役員、民生委員、老人クラブの代表者、事業所の近隣にお住まいの方、保育園や学校等の関係者、NPO 法人、認知症サポーター、警察・消防関係者など)
- ③ 当該事業所を管轄する地域包括支援センター職員又は区職員【参加必須】
- ④ サービスについて知見を有する公正・中立な第三者【参加必須】
(学識経験者である必要はなく、医療関係者、ケアマネジャー、介護相談員、高齢者福祉や地域密着型サービスの提供に従事している方やボランティアなど客観的・専門的立場から意見を述べることができる人)

【評価結果の公表・提出】

利用者およびその家族に対して配付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」への掲載又は事業所内で見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。

外部評価の実施後、運営推進会議の議事録と一緒に、速やかに評価結果（公表用の評価様式）を LoGo フォームから区に電子申請で提出してください。